

一般家庭・オフィスビル

清掃



松江城大手前駐車場 他

施設

管理・運営

メテックビル



雑貨作成・販売

ハンド  
メイド



公園・大学キャンパス

除草



飲食店・お弁当・子ども食堂

カフェ



コンサート・録音・教室

音楽



ペット(ワンズハート)

葬祭



家族葬(光心)

古文書・絵図・空撮・動画

撮影



冊子・広告

デザイン



企画・運営・支援

イベント



# 会社案内

一緒に考え、色を変えていく

## 就労支援

の新しいカタチ



江友グループ  
KOU YOU

## ～江友の障がい者就労の考え方～

様々な能力や経歴を持つ障がい者を画一的な、まして単純労働にとどめるのはもったいない。

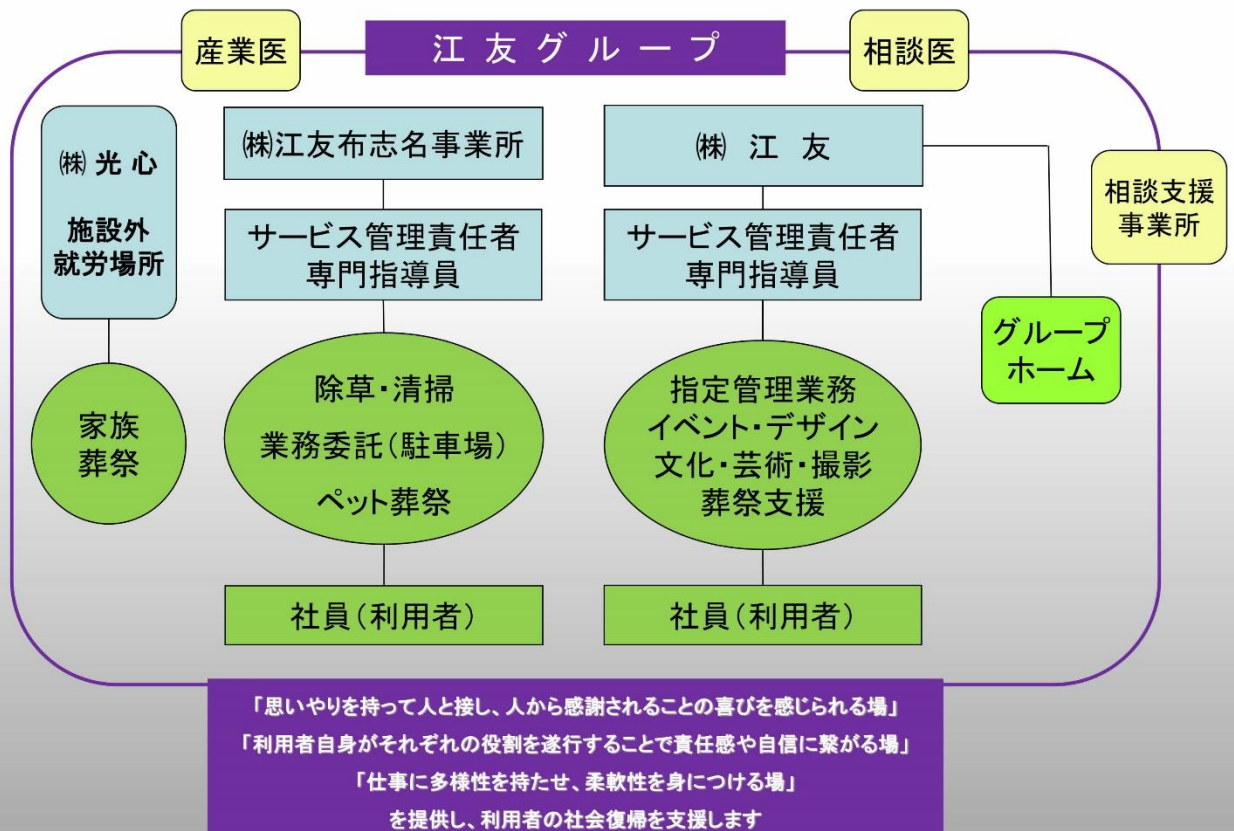
多種多様な仕事の中から自分にとってふさわしい仕事に就き、生活し得る賃金を得ることで、仕事を継続するための自己管理能力や自尊心が高まる。

企業にとっても有用な人材を得ることが出来、win-winの関係が成り立つ。

# 会 社 概 要

|         |                                                     |                           |
|---------|-----------------------------------------------------|---------------------------|
| 会社名     | 株式会社 江友                                             | 株式会社 江友布志名事業所             |
| 設立年月日   | 平成22年1月                                             | 令和4年3月                    |
| 本社所在地   | 松江市灘町38-1                                           | 松江市玉湯町布志名637-83           |
| 代表取締役   | 伊藤孝一                                                | 伊藤寛也                      |
| 資本金     | 24,400,000円                                         | 1,000,000円                |
| 決算期     | 2月末                                                 | 2月末                       |
| 事業所     | 白濁事業所 ・ 白濁ハウス(GH)<br>松江市灘町139-12                    | 布志名事業所<br>松江市玉湯町布志名637-83 |
| 事業指定・内容 | 障害者就労継続支援A型 定員:20名<br>共同生活援助 定員: 6名                 | 障害者就労継続支援A型 定員:20名        |
| 電話      | 0852-59-9193 (白濁 A)<br>59-9194 (GH)<br>59-9277 (本社) | 0852-62-8202 (布志名A)       |

## 【 組 織 ・ 相 談 支 援 体 制 】



# 支援方針

【会社概要】(株)江友は平成 22 年に建設業から障害福祉サービス事業に参入し、就労継続支援 A 型事業を開始した。現在、精神障害 6 割、知的障害 3 割、身体障害 1 割など様々な障害を持つ約 40 名の社員が働いている。(なお、スタッフ 15 名。内訳は、専門技術者：10 名、事務職その他：4 名、福祉専門職：1 名)

【結論】特に精神障害、発達障害を持つ社員の多くは、高学歴で様々な能力や資格、経歴を持ちながらも障害のために仕事を断念してきた。彼らとのかかわりの中で見えてきたことは、自分の特性や能力に合った仕事に就き、生活し得る所得を稼ぐことができれば、自尊心と就労を継続するための自己管理能力が高まり、症状の改善にもつながっていくということである。

【背景】従来の福祉事業所にありがちな画一的で単純な軽作業では彼らの能力は生かせず、最低賃金以下の収入しか得られない。それ故、福祉事業所での作業で就労準備性を高めてから雇用につなげるという従来の障害者就労支援のやり方では仕事へのモチベーションそのものが低下してしまう人も少なくない。

【着想】当社には画像編集などの高いパソコンスキルを持つもの、歴史学、音楽などの専門教育を受けたもの、建設業や接客業での経験を積んできたものなどが雇用されており、彼らの専門的な技術や経験に着目し、それに合わせて仕事を作り出すことを企業理念として業種を広げてきた。その結果、当社は、葬祭事業、除草・清掃、古文書編集、音楽事業など多様な業種に取り組むことになった。これらの業種は他の福祉事業所だけでなく、一般企業でも参入しにくい独自性の強い業種であることから、収益性も高く、社員の所得を保障することが出来る。

【要因】なお、これらの業務は決して易しい仕事ではなく、専門的で複雑な工程作業や精神的に緊張を強いられる業務、能率や正確性を求められる内容でもある。しかし、多少の負荷があるからこそ仕事の達成感や自己の存在価値を感じることができ、彼らの自尊心が高まることで症状の回復にもつながっている。また、それぞれの分野の専門技術者を指導員として配置することで彼らの技術はさらに高まり、一般就労への道も開ける。

2018 年 第 15 回日本うつ病学会資料より抜粋

## 組 織 図

### 株式会社 江友 布志名事業所

布志名事業所  
松江市玉湯町布志名

A型事業所  
定員20名

業 務 委 託

外 構 整 備 事 業

葬 祭 事 業

● 大手前駐車場、STIC立体駐車場等の業務管理

● 除草・集草・剪定・清掃作業等の請負事業

● 葬祭会館光心

会館屋内外保守整備業務、霊柩車とう車両管理業務

● ペット葬祭業務

### 株式会社 江友

白 渦 事 業 所  
松江市灘町

A型事業所  
定員20名

指 定 管 理 業 務

イ ベ ン ト

デ ザ イ ン

文 化 ・ 芸 術 事 業

撮 影 ・ 録 音 事 業

葬 祭 支 援

● 松江市市民活動センター(STIC)指定管理

● イベント(音楽祭・しらかた楽市等)の運営

● 広告デザイン、チラシ・冊子等作成請負事業

● 文化財資料(古文書・絵図等)データベース化事業

● 収録(録音・録画)事業

● 葬祭会館光心事務作業支援

### 株式会社 江友

白 渦 ハ ウ ス  
松江市灘町

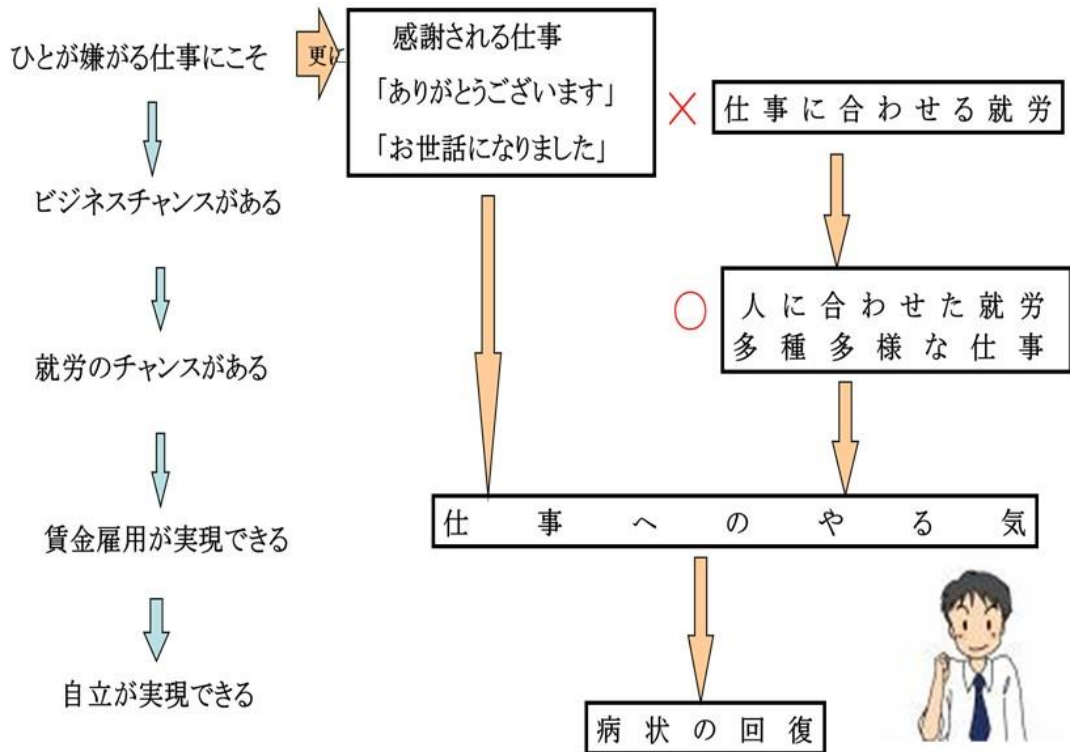
定員6名

共 同 生 活 援 助 事 業

● 働く障がい者のためのグループホーム



## 障がい者雇用創出のビジネスフロー



## ㈱江友が目指す働く場(雇用の場)とは

「利用者ではなく“会社社員”としての自覚」

### A 型 雇 用 条 件

※短時間労働(5時間/日)形態が基本です

- 週20時間以上の就労が可能な方 ※雇用保険加入
- 自分で会社に通勤可能な方
- 自分の障がいを認めている方



「雇用に際し」

- 雇用保険・労働保険に加入
- 最低賃金減額特例をしない

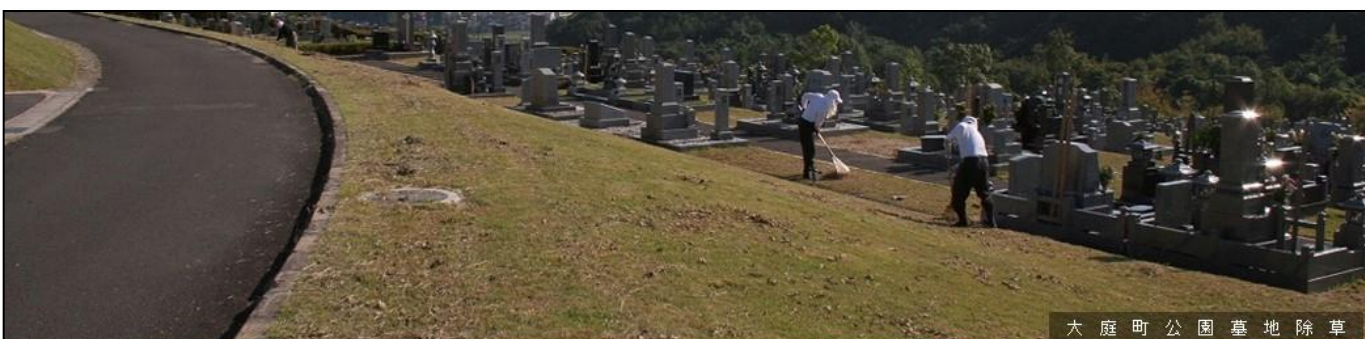
私達があなたの困ったを解決します!

まちのお助け隊

- 草刈り  
草取り
- 室内清掃  
窓掃除
- 水回りや  
お風呂の  
掃除
- その他  
お困りごと

# 外構整備

● 果樹園整備・アパートなどの  
室内清掃・外構整備業務受注





# 葬祭

- フロント業務
- 告別式会場設営業務
- 霊柩車洗車業務
- 館内清掃・外構整備業務
- 斎場での献茶業務
- 斎場でのご案内・接待



障がい者雇用で新ビジネスの創出

「ありがとう」のたった一言で大きな変化  
「感謝」がキーワード

社会福祉法人桑友の施設外就労の場として  
平成17年1月に「ペット葬祭」をオープン

大切なペットを  
亡くした悲しみが  
少しでも和らぐよう  
ありがとうの  
気持ちを  
カタチにして  
最後のお別れを  
丁寧にお手伝いいたします



メモリアルグッズや  
かわいなお墓など  
取り揃えております。



ペット葬祭

ワズ・ハート

O N E ' S H E A R T



- 松江市市民活動センター(スティック)指定管理
- 松江市交通局立体駐車場業務委託管理
- 松江市交通局大手前駐車場業務委託管理

# 施設管理





文化

古文書絵図

## 撮影 データ化

- 古文書
- 古地図
- 古写真
- ガラス乾板
- ポジフィルム(大型)
- 撮影写真合成
- 出張撮影



松江市史編纂事業に委員として協力



山陰中央新報 2017年(平成29年)2月9日(木曜日) 第202829号(日刊)

# 松江に最古級 江戸城絵図

松江歴史館で見つかった、徳川家康が築いた江戸城を描いた最古級の絵図「江戸始図」(松江歴史館提供)

## 「江戸始図」に描かれた江戸城本丸

## 「連続外折形」の構造 攻め込む敵の勢いを止める

## クワック

江戸城 室町時代の武将太田道灌が1567年に築城。1590年に関東を治めていた徳川家康が備前秀吉に滅ぼされた後、徳川家康が移り住んだ。家康が天下を取り、幕府成立後に増改築が進められたが、1657年の大火で天守や本丸御殿を喪失した。豊臣氏の滅亡後は、徐々に幕府の政庁としての役割が重視されるようになり、軍事施設から政治空間へと変わっていった。大改築が繰り返されたことなどの正確な記録が少なく、構造の詳細は知られていない。

## 「連続外折形」の構造 攻め込む敵の勢いを止める

## クワック

江戸城 室町時代の武将太田道灌が1567年に築城。1590年に関東を治めていた徳川家康が備前秀吉に滅ぼされた後、徳川家康が移り住んだ。家康が天下を取り、幕府成立後に増改築が進められたが、1657年の大火で天守や本丸御殿を喪失した。豊臣氏の滅亡後は、徐々に幕府の政庁としての役割が重視されるようになり、軍事施設から政治空間へと変わっていった。大改築が繰り返されたことなどの正確な記録が少なく、構造の詳細は知られていない。

徳川家康が江戸城を築城して約150年経った江戸時代中期に描かれた「江戸始図」が、松屋町(松江市東町)の所蔵史料から見つかり、松江市が「発見した」。江戸城を描いた最古級の絵図で、大守に描き加えられ、発見された。江戸城を描いた最古級の絵図で、大守に描き加えられ、発見された。

## 築城時詳細に 貴重な史料

## 家康が対豊臣戦備え「最強の要塞」

江戸時代中期に描かれた「江戸始図」が、松屋町(松江市東町)の所蔵史料から見つかり、松江市が「発見した」。江戸城を描いた最古級の絵図で、大守に描き加えられ、発見された。江戸城を描いた最古級の絵図で、大守に描き加えられ、発見された。

## 2月9日 木曜日

発行所  
山陰中央新報社  
〒690-8608  
松江市船町383  
電話 総機室内  
0852-33213440

読者ホットライン  
0852-32-3333

紙面に対するご意見を  
お寄せください。

※印刷部 午前8時～午後5時  
(土、日、お盆、年末年始を除く)

〒690-8608  
http://www.san-shu-shimbun.co.jp

購読お申し込み  
0120-49-2550

※発行部  
午前8時30分～午後5時  
(土、日、お盆、年末年始を除く)

## 中村文雄さんの心

「解題」  
中村文雄さんの心  
中村文雄さんは、江戸時代中期に描かれた「江戸始図」が、松屋町(松江市東町)の所蔵史料から見つかり、松江市が「発見した」。江戸城を描いた最古級の絵図で、大守に描き加えられ、発見された。

2017.2.9 中村文雄さんの心

## モ二タ一映像と放送刷新

[illegible]

# デザイン



- 松江市バスの電子広告作成
- チラシ、ポスターの作成、印刷
- 冊子の段組
- 製本印刷



## 路線バス内に電子看板

[illegible]

コンサートの録画・録音



## 撮影・録画事業

- 収録事業 撮影・録音・編集
- CD、DVDプレス版作成
- フォトブック作成



## スタジオ録音



## プロフィール写真撮影



# イベント企画運営



白湯ハウスでのコンサート

●地元音楽活動のイベント運営

●松江音楽国際交流協会運営

●コンサート企画運営

●しらかた楽市

にぎわいイベント開催

●なかよしマーケット開催



スクールコンサート



イタリア サロでのコンサート



“幻のゴトラバス”  
イル・セオド 1590年製作



STICしらかた楽市



# 白潟ハウス

～ 働く障がい者のための地域交流型ハウス ～

## ＊ ＊白潟ハウスの特徴＊ ＊

白潟ハウスは障がい者自立支援法のグループホームにあたります。  
仕事をしながら自立に向け歩み出している人たちが、地域の人々と交流しながら成長する新しいコミュニティの場をめざします。そこが他のグループホームとはちょっと違います。

「いきなりの一人暮らしはちょっと不安…、お金もかかるしなあ、でも一人暮らしもしてみたい！」という希望を白潟ハウスでぜひ実現してみませんか。

## ＊ ＊白潟ハウスの概要＊ ＊

### 〈建物〉

鉄筋コンクリート3階建て ベランダ付き

1階 地域交流スペース + 大浴場、トイレ、キッチン

2階 居住スペース（5室）+ 共同バス、トイレ、キッチン

3階 居住スペース（5室）+ 共同バス、トイレ、キッチン



## ＊ ＊スタッフのサポート体制＊ ＊

管理者（1名）・サービス管理責任者（1名）・世話人（複数）

個別支援計画に基づき、相談支援を行います。

夜間は警備会社と連携しています。



## 今後の障がい者雇用

2022年

- 更なるプロの仕事内容でA型就労
- 多種多様な仕事の創出で就労者拡大



さらに

行政の福祉枠による仕事の創出  
(除草作業の委託・指定管理による施設管理など)

- 障がい者雇用（100名）を目指して

指 定 書

指 令 第 347 号  
令和4年 2月28日

株式会社 江友布志名事業所  
代表取締役 伊藤 寛也 様

松江市長 上 定 昭 仁



令和3年12月17日付けで申請のありました指定障害福祉サービス事業者の指定について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により、下記のとおり指定します。

記

1 事業所の名称及び所在地  
名 称 株式会社 江友 布志名事業所  
所在地 松江市玉湯町布志名 637 番地 83

2 事業の種類  
就労継続支援A型 [定員：20名]

3 指定年月日  
令和4年3月1日

4 指定の有効期限  
令和10年2月29日まで

5 事業所番号  
3210101683

6 指定の条件  
別紙の内容に留意の上、適切な事業を実施すること。

指 定 書

指 令 第 24 号  
平成30年5月29日

株式会社 江友  
代表取締役 伊藤 孝一 様

松江市長 松浦 正 敬



平成30年4月30日付けで申請のありました指定障害福祉サービス事業者 (指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者) の指定について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により、下記のとおり指定します。

記

1 事業所の名称及び所在地  
名 称 株式会社 江友 白鷗事業所  
所在地 松江市藤町139番地12

2 事業の種類  
就労継続支援A型 [定員：20人]

3 指定年月日  
平成30年6月1日

4 指定の有効期限  
平成36年5月31日まで

5 事業所番号  
3210101063

6 指定の条件  
別紙の内容に留意の上、適切な事業を実施すること。

その仕事、障害者就労施設に発注できませんか？

平成25年4月から

## 障害者優先調達推進法

がスタートします。

この法律（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）は、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定されました。

### 目次

|                       |    |
|-----------------------|----|
| ●法律の概要                | 2  |
| ●対象となる障害者就労施設等        | 3  |
| ●障害者就労施設等への発注例        | 5  |
| ●発注先となる就労支援施設の一覧      |    |
| 障害福祉サービス事業所の共同受注窓口    | 6  |
| 厚生労働大臣が登録している在宅就業支援団体 | 10 |



### 【法律のポイント】

国、独立行政法人及び地方公共団体等は、物品等の調達に当たって、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるとともに、以下の取組を行うこととされています。

●国は、障害者就労施設等からの物品等の基本方針を定める。

●各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎年度、国の基本方針に即して、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、実績を公表する。

●地方公共団体（都道府県、市町村）及び地方独立行政法人は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、調達の実績を公表する。

●国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって、法定障害者雇用率を満たしている事業者に配慮するなど、障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。また、地方公共団体及び地方独立行政法人は、国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努める。



3

## 障害者優先調達推進法の概要

### 【法律の趣旨】

障害のある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要です。このためには、障害者雇用を支援するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することも必要です。

このような観点から、これまで障害者就労施設等へ仕事の発注に関し、民間企業をはじめ国や地方公共団体等において様々な取組が行われてきました。

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」は、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることを定めたものです。

同法は、平成24年6月20日に成立、同月27日に公布され、平成25年4月1日から施行されます。

行政関係者の方には、法律の趣旨をご理解いただき、障害者就労施設への発注拡大をお願いします。

## 対象となる障害者就労施設等

国や地方公共団体、独立行政法人等は、以下の施設等から優先的に物品・サービスを購入する努力義務が課されます。

### 障害者総合支援法に基づく事業所・施設等

- 就労移行支援事業所
- 就労継続支援事業所（A型・B型）
- 生活介護事業所
- 障害者支援施設  
（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- 地域活動支援センター
- 小規模作業所



### 障害者を多数雇用している企業

- 障害者雇用促進法の特例子会社
- 重度障害者多数雇用事業所（※）  
（※）重度障害者多数雇用事業所の要件  
①障害者の雇用者数が5人以上  
②障害者の割合が従業員の20%以上  
③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上



### 在宅就業障害者等

- 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
- 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

